



6月議会一般質問について報告します。

支払い不要の差額ベッド料の周知について

差額ベッド料とは…

病院の「特別療養環境室」に入院した際に徴収される保険のきかない部屋代のこと。1部屋が4床以下、1人当たりの面積が6.4㎡以上で、病床のプライバシーを確保する設備があるなどの要件があり、病院の個室などに入院したときなどに請求されることがあるものです。1日平均8千円で、高額療養費制度も対象外となるため、全額自己負担となります。

新型コロナウイルス感染症拡大の中、「院内感染を防ぐため」などとして、病院から個室への入院を求められ、差額ベッド料を請求されるケースが全国的に相次ぎました。2020年3月に厚生労働省の通知が出され、院内感染防止などの理由で差額ベッド料を請求することはできないとなっています。

一方で、本人や家族が入院する際には、様々な説明や書類の記載など手続きや、精神的負担も多く、病院側の丁寧な説明はもちろんのことですが、言われるがまま書類を書いたら、後になって覚えのない多額の請求がされたといったことなど、市内で支払い不要の差額ベッド料を請求されて困ったという相談を受けたこともあります。

こうした、支払い不要の差額ベッド料について、市として市民への周知を行うことを求めました。



市・県ホームページ、医療機関に確認、広報いせはら健康事業で周知を明言

市からは「保険医療機関が患者に対して特別療養環境室を提供する場合、特別療養環境室の場所や料金などを患者の見やすい場所へ掲示すること」「特別療養環境室への入院を希望する患者に対しては、特別療養環境室の設備や料金等について丁寧に説明をするとともに、患者側の同意を確認し料金等を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うとされてる」「患者側の同意について保険医療機関が同意書で確認を行っていない場合や、救急患者、術後患者等であって病状が重篤なため安静を要する場合、主治医等が他の入院患者の院内感染を防止するため、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院することとなった場合であって、実質的に患者の選択によらない場合などは、患者に特別療養環境室に係る費用を求めてはならないとしている」などと答弁があり、川添議員からも、掲示の確認、HP以外の周知などを求め、以下の3点について対応するとの答弁がありました。

- 特別療養環境室、いわゆる差額ベッドの制度につきましても、国の所管となるが、当該制度の周知については、市のホームページから、県のホームページの該当ページにリンクできるよう考える。
- 市内の特別療養環境室がある保険医療機関との事務打合せなどの機会を通じ確認する。
- 特別療養環境室、いわゆる差額ベッドの制度を含めた保険診療全般についての疑問などにお答えする機関などを、広報いせはらや健康事業などで周知する。



分からないことなどあれば、
日本共産党伊勢原市会議員団
にお気軽にご相談ください。

日本共産党伊勢原市会議員団

なんでも生活相談（無料）

実施中（随時）

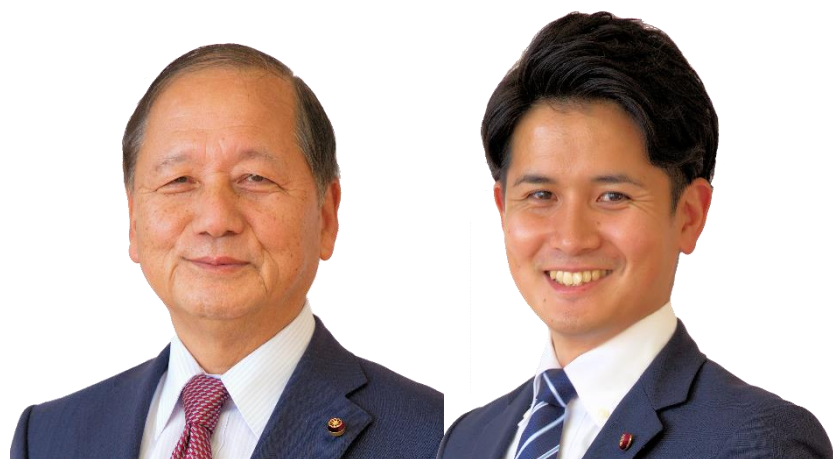
※毎月1回、弁護士による法律相談も実施

7月22日(金)、8月26日(金)

16時～18時（事前予約制）

お気軽に下記事務所または

川添・宮脇議員にお問い合わせください



連絡先：0463-93-1169

（日本共産党伊勢原市委員会 事務所）